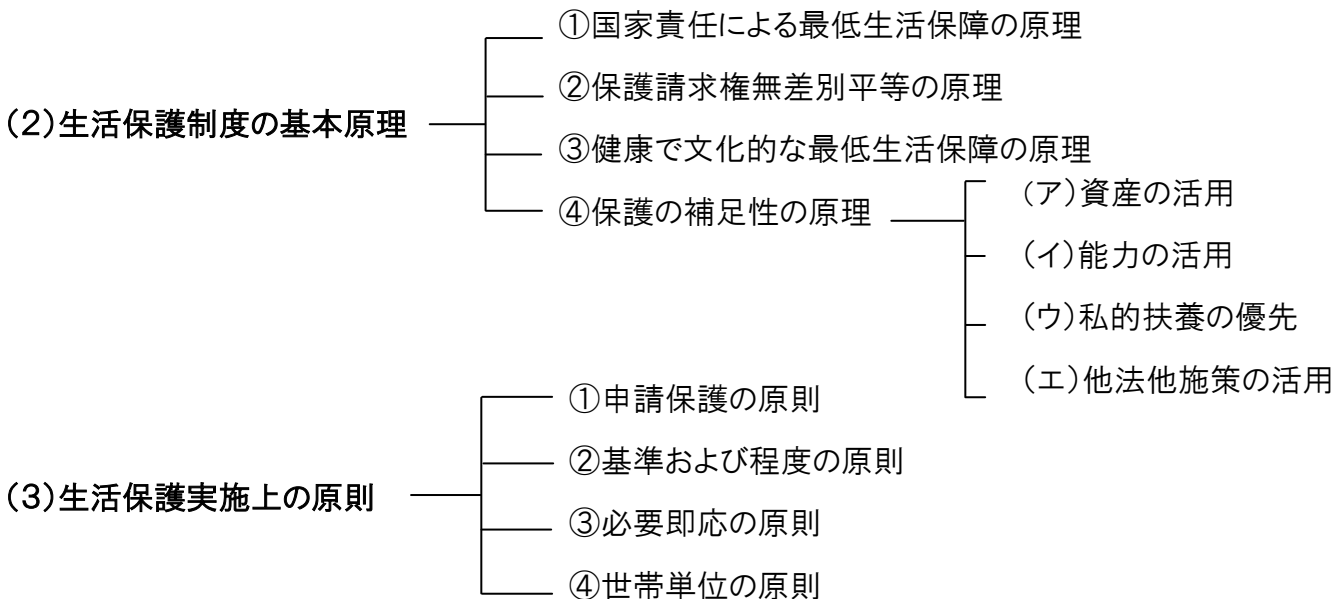


# 5 生活保護

## 1 生活保護制度の概要

### (1)生活保護制度の目的

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念により、昭和25年に制定された生活保護法に基づいて、生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。



### (4)保護の要否

保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

保護が受けられない場合

最低生活費
収入

### (5)生活保護の種類と方法

- ①生活扶助 …衣食その他日常生活費等
- ②教育扶助 …義務教育にかかる教材費等
- ③住宅扶助 …家賃・地代・住宅維持費等
- ④医療扶助 …診察・薬剤・治療材料費等
- ⑤介護扶助 …居宅介護費・施設介護費・介護予防費等
- ⑥出産扶助 …分娩の介助費等
- ⑦生業扶助 …技能取得費・高等学校就学費等
- ⑧葬祭扶助 …火葬・埋葬費等

## 2 実施状況

管内における生活保護受給者は、10年前の平成17年度には23世帯27人でしたが、平成27年度は34世帯37人に増加しています。(いずれも当該年度の平均)

今後も、ひとり暮らしの高齢世帯の増加等により、要保護者は増えていくものと思われます。

管内の被保護世帯は、高齢者、傷病者・障害者がほとんどであることから、これらの世帯の生活実態、病状の把握に努め、町、民生委員、医療機関、介護サービス事業所等と密接な連携をとりながら、適切な援助方針を立て、就労意欲の喚起を図り、福井公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を図る等、経済的自立への支援を行っています。

表1 被保護世帯の構成人員の状況(永平寺町内) (平成28年4月1日現在)

区 分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
世 帯 数	31	4	0	0	0	0	35
構成比(%)	88.6	11.4	0.0	0.0	0.0	0.0	100

表2 年齢区分別被保護人員(永平寺町内) (平成28年4月1日現在)

区 分	幼少年年齢層			稼働年齢層				老齢年齢層			計
	0 ～ 5 歳	6 ～ 14 歳	小 計	15 ～ 19 歳	20 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	小 計	65 ～ 69 歳	70 歳 以上	小 計	
人 員 数	0	0	0	0	10	7	17	8	14	22	39

表3 被保護世帯の世帯類型の状況(永平寺町内) (平成28年4月1日現在)

区 分	高齢者 世帯	母子世帯	傷病・障害 者世帯	その他の 世帯	計
世 帯 数	15	0	16	4	35
構成比(%)	42.9	0.0	45.7	11.4	100

## 6 児童福祉

県では、「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」を策定し、子育て支援のための様々な施策を実施しています。当センターにおいても、市町や児童相談所等と連携し、児童福祉の推進に努めています。

### 1 家庭相談員による相談支援

家庭相談員が関係機関と緊密な連携をとりながら、必要な指導・援助にあたっています。

表1 家庭相談員の相談受付状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

事項 件数等	養護相談		保健 相談	障害相談						非行相談		育成相談				その 他の 相談	合 計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 障 害 等 発 達	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し っ け		
延件数	0	205	0	0	0	16	0	0	32	0	0	57	13	88	34	20	465
実人数	0	18	0	0	0	8	0	0	1	0	0	17	3	4	10	5	66
延件数構成比(%)	0.0	44.1	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	6.9	0.0	0.0	12.3	2.8	18.9	7.3	4.3	100.0

### 2 子育てマイスター研修の開催

地域の子育てマイスター(子育てに関する悩みや不安に関する相談員として県に登録されている有資格者の方)や子育て支援センター職員等を対象とした研修会を開催しています。

表2 平成27年度 子育てマイスター研修会実施状況

開催日・会場	内容	講師	参加者
平成27年11月18日 当センター	講演、グループワーク 「今、地域での子育てに求められていることは」	仁愛大学 准教授 青井 夕貴 氏	31人

### 3 児童虐待防止専門研修会の開催

主任児童委員、保育士、幼稚園・小中学校教員等を対象とした児童虐待防止専門研修会を年2回(うち1回は嶺北地区の健康福祉センター合同で)実施しています。

表3 平成27年度 児童虐待防止専門研修会実施状況 (上段-嶺北地区、下段-福井地区)

開催日・会場	内容	講師	参加者
平成27年8月19日 福井県産業情報センター	講演「私たちにできること ～児童虐待の未然防止を視野 に入れて～」	同志社大学客員教授 早樫 一男 氏	200人
平成27年3月23日 当センター	講演「児童虐待の現状と対応 ～ワークを通して考える」	福井県総合福祉相談所 こども・女性支援課 主任 敷田 万里子氏	40人

# 7 障害者(児)福祉

県では、「第5次福井県障害者福祉計画」を策定し、障害者が住みなれた地域で安心して生きがいのある暮らしができる社会の実現に向けて、様々な取り組みを行っています。

当センターにおいても、身体障害者手帳の交付、傷害児福祉手当・特別障害者手当の給付等を行い、身体障害者の福祉の向上に努めています。

## 1 身体障害者手帳の交付

補装具、各施設入所などの各種援助を受ける場合や、税の減免、鉄道運賃の割引などのサービスを受ける場合の身体障害者の証票として交付しています。

表1 健康福祉センター別身体障害者手帳所持者数 (平成28年3月31日現在)

健康福祉センター名	福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	合計
				丹生	武生			
人数	13,751	5,898	3,623	4,660	4,581	4,860	2,960	40,333

表2 管内障害等級別身体障害者手帳所持者数(福井市・永平寺町内)(平成28年3月31日現在)

	重度障害者		3級	4級	5級	6級	計
	1級	2級					
視覚	329	263	66	60	109	83	910
聴覚・平衡	59	245	146	257	8	502	1,217
音声・言語・そしゃく	20	10	68	50			148
肢体	1,455	1,438	1,706	2,121	591	329	7,640
内部	2,184	79	813	760			3,836
計	4,047	2,035	2,799	3,248	708	914	13,751

## 2 特別障害者手当等の支給

身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の最重度障害(児)者について、その負担を軽減する手段として手当を支給しています。

表3 特別障害者手当等の受給者数(永平寺町内) (平成28年3月31日現在)

手当の名称	手当の額	永平寺町	福井県	額の改定 平成28年4月～
特別障害者手当	26,620円/月	17	576	26,830円/月
障害児福祉手当	14,480円/月	10	405	14,600円/月
経過的福祉手当	14,480円/月	0	16	14,600円/月

### 3 福祉のまちづくり

#### (1)福祉のまちづくり条例

障害者や高齢者を含む全ての方が、自らの意思で自由に社会生活活動に参加できるよう、県では「福祉のまちづくり条例」を定め、官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設など、多数の方が利用する施設で、障害者用駐車場や点字ブロックなどの設置、段差の解消などのバリアフリーを推進しています。

表4 「福祉のまちづくり条例」適合証交付施設数（平成9年4月1日～平成28年3月31日）

機関名 (所管区域)	医療 施設	社会 福祉 施設	商業 施設	教育 施設	集会 施設	公益 事業 施設	共同 住宅 その他	合計
当センター(永平寺町)	1	5	0	1	2	1	0	10
福井市	17	50	34	1	9	0	31	142
福井県計	70	224	131	11	54	11	103	604

#### (2) ハートフル専用パーキング利用証制度

県では平成19年10月から、公共施設やショッピングセンターなどで、障害者などが、駐車場を快適に利用できるよう、ハートフル専用パーキング(身体障害者等用駐車場)制度を実施しています。ハートフル専用パーキングは、利用証をお持ちの方がご利用いただける駐車場で、障害者、高齢者、けがをされている方、妊娠中や産後の方など歩行が困難な方に、県内共通の「ハートフル専用パーキング(身体障害者等専用駐車場)利用証」を交付しています。

表5 利用証交付数・協定施設数（平成28年3月31日現在）

	福井市・ 永平寺町内	福井県
利用証交付数	3,352	10,354
協定施設数	265	846

## 8 女性福祉

婦人保護事業は、当初、「売春防止法」に基づき実施されてきましたが、近年、個人の尊厳を脅かす配偶者等からの暴力(いわゆるDVドメスティック・バイオレンス)や男女問題、離婚問題など女性をとりまく問題は、社会状況の変化とともに大きく変わってきています。

当センターでは、DV被害者等に対して、女性相談員が関係機関と緊密な連携をとりながら、必要な相談・援助にあたっています。

また、関係機関の職員を対象に、DVに関する制度の理解促進、相談対応の技術向上等を図るために、DV事例検討会を年1回開催しています。

女性相談受付状況		(平成27年4月1日～平成28年3月31日)																		
事項 (その1)	件数等	人間関係																		
		夫等			子供			親族			交際相手				家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	小計
		夫の暴力	離婚問題	その他の酒乱問題	子供の暴力	養育不能	他子供の問題	親の暴力	他の親族の暴力	他親族の問題	暴力相手	交際相手の暴力	同性間の暴力	その他の交際相手						
管内	件数	77	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	85
福井県	件数	659	255	207	14	1	105	28	20	155	31	0	11	15	2	32	7	108	1,650	
	構成比(%)	29.8	11.5	9.3	0.6	0.1	4.7	1.3	0.9	7.0	1.4	0.0	0.5	0.7	0.1	1.4	0.3	4.9	74.5	

事項 (その2)	件数等	経済関係				医療関係				その他			合計
		生活困窮	求職	借金その他	小計	精神的問題	妊娠・出産	病気のその他	小計	帰宅先問題	その他	小計	
		管内	件数	2	0	1	3	1	0	0	1	6	
福井県	件数	21	11	49	81	414	5	15	434	48	2	50	2,215
	構成比(%)	0.9	0.5	2.2	3.7	18.7	0.2	0.7	19.6	2.2	0.1	2.3	100.0

注 福井県の件数は、県婦人相談所、県健康福祉センターおよび他の女性相談員設置市(福井市、坂井市、鯖江市、敦賀市)の合計である。

## 9 母子・父子・寡婦福祉

児童の養育や健康面の不安、また就労の困難や経済的貧困による子の就学問題など、ひとり親家庭の抱える問題は、その多くが複雑に重なりあっています。

このような状況に対して、当センターでは、母子・父子自立支援員が母子・父子・寡婦のあらゆる相談に応じ、精神的、経済的自立に必要な助言指導を行っています。

表1 母子・父子・寡婦相談受付状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

事項 件数等	生活一般						児童				生活支援				計		
	住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 労	養 育 費	そ の 他	養 育	教 育	非 行	そ の 他	母 子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	児 童 扶 養 手 当	生 活 援 護		そ の 他	
管内	相談 件数	0	0	4	14	1	12	4	3	0	0	9	3	0	0	1	51
	相談 回数	0	0	9	56	1	35	12	40	0	0	28	34	0	0	4	219
福井県	相談 件数	109	276	177	521	74	364	175	156	10	127	708	31	311	50	315	3,404
	構成 比(%)	3.2	8.1	5.2	15.3	2.2	10.7	5.1	4.6	0.3	3.7	20.8	0.9	9.1	1.5	9.3	100.0
	相談 回数	111	341	186	665	76	425	198	252	12	120	845	67	370	59	312	4,039

表2 支援制度一覧（主なもの）

(平成28年4月1日現在)

項目	内容
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護する母、または監護し、かつ、生計を同じくする父、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。
ひとり親家庭医療費助成事業	母子(父子)家庭の母(父)および児童、または一人暮らしの寡婦の医療費が無料になります。
母子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉を推進するために、各種資金の貸付を行っています。
ひとり親家庭児童の学習支援	ひとり親家庭となり家庭環境が変化した児童・生徒をサポートし、義務教育の段階から学習意欲の低下を防ぐため、学習ボランティアによる学習の支援を行います。
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭および寡婦が、一時的な傷病、技能習得のための進学、就職活動等により、日常生活を営むのに困りの場合などに、身の回りの世話などを行うための家庭生活支援員を派遣します。